

尼崎市子ども・子育て審議会

第7回計画策定部会 次第

日時：令和元年10月17日（木）

午後6時30分～午後8時30分

場所：尼崎市役所 議会棟3階 西会議室

1 議題

(1) 次期次世代計画及び子ども・子育て支援事業計画（案）について

(2) その他

以 上

尼崎市子ども・子育て審議会計画策定部会委員名簿

No.	選 出 区 分	氏 名	所 属 等
1	学識経験者（児童福祉専攻）	イトウ カヨ 伊藤 嘉余子	大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類
2	学識経験者（児童福祉専攻）	◎ タキガワ コウジ 瀧川 光治	大阪総合保育大学 児童保育学部
3	学識経験者（児童福祉専攻）	ヤマト ハルキ 大和 晴行	武庫川女子大学 文学部教育学科
4	特別委員（学識経験者）	○ イトウ アツシ 伊藤 篤	甲南女子大学 人間科学部総合こども学科
5	特別委員（学識経験者）	ナカオ シゲキ 中尾 繁樹	関西国際大学 教育学部教育福祉学科
6	児童福祉又は学校教育の関係者	ウメト マコト 梅本 誠	尼崎市法人保育園会
7	児童福祉又は学校教育の関係者	ハマナ ヒロシ 濱名 浩	尼崎市私立幼稚園連合会
8	児童福祉又は学校教育の関係者	ヤマモト ヒロ 山本 千尋	尼崎市医師会
9	児童福祉又は学校教育の関係者	ワダ スエコ 和田 季子	尼崎市PTA連合会
10	子ども及びその保護者を 支援する団体	ホリカワ カヨ 堀川 佳代子	尼崎市子育てサークル実行委員会
11	市民の代表者	コテラ エミ 小寺 絵美	就学後の子どもの保護者
12	市民の代表者	ヒラノウチ タカオ 平之内 隆生	就学前の子どもの保護者

◎：部会長 ○：副部会長

（令和元年10月17日現在 敬称略／選出区分ごとに50音順）



わいわいキッズプランあまがさき

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画 第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画

子どもの育ち支援条例に基づく基本理念

子どもの笑顔が輝くまち あまがさき

次代を担う子どもたちの人権が尊重され、子どもたちが個性豊かに生き生きと輝き、家族のあたたかい愛に包まれ、地域社会に支えられてのびやかに育つことは、全市民の願いであり、ひいては地域のコミュニティが活性化し、全市民が生き生きと暮らせる尼崎市にもつながります。

子育てについての考え方の基本は、次代を担うかけがえのない子どもたちの輝く笑顔と健やかな成長を願い、それを社会全体で実現していくことにあります。

そのために、一人ひとりの子どもたちの人権が尊重され、大人も、子どもも、地域の一員として、ともに生き、ともに感じ、ともに育つことのできる、心豊かな社会を創造していかなくてはなりません。

個人、家族、地域社会、事業者、行政等本市のあらゆる構成メンバーが世代を超え、領域を超えて協働し、「子どもの笑顔が輝くまち あまがさき」をつくりあげていきましょう。

目的と背景…

尼崎市が子どもを産み育てやすいまちになるように、子どもを取り巻く地域社会や事業者、行政などが更に連携し、取組みを進めるための計画です。

また、子ども・子育て支援新制度の趣旨に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを推進するための計画となります。

既に尼崎市では、この計画の前身となる「第3期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画」(計画期間:平成28年度から令和元年度まで)及び「第1期尼崎市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間:平成27年度から令和元年度まで)を策定し、取組みを進めてきましたが、両計画期間の年限を迎えるにあたり、「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画」が「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」の内容を包含していることも踏まえ、その後継となる両計画を一体的に策定することとします。

計画の期間…

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、実態が本計画と乖離し、著しく供給量が不足する場合等には、必要に応じて、計画の見直しを行うことがあります。

計画における3つの視点

子どもの主体性の尊重

すべての子どもの人権が尊重され、子どもにとっての最善の利益や子ども自身の意思が最大限尊重される環境づくりに努めます。

また、子どもの社会参加を支援し、主体的な学びや行動などによって導かれる社会的な自立に向けた取組みを推進します。

子育てを楽しむための支援

子どもが健やかに育つ上では、家庭が果たす役割が大きいため、ともに協力するなど理解し、認め合うことで、楽しんで子育てができる環境づくりを推進します。

そのため、保護者が子育てにおける不安やストレスを抱えるなど、困難な状況にある場合に、多様な主体による支援を受けられる仕組みづくりを推進します。

また、子どもに対しては、次代の親になるという長期的な視野に立って、子どもを育てることの喜びや大切さについて学ぶ機会を提供するなどの取組みを推進します。

協働による取組みと社会全体による支援

すべての市民は、子どもたちの育成を通じて明日の尼崎をつくることに関わっています。このことを意識し、子どもを育てるネットワークやシステムづくりを個人、家庭、地域社会、事業者、行政等のあらゆるメンバーが、それぞれの役割を果たしながら、協働して取り組むことで、社会全体で子どもの育ちを支援していきます。

計画の位置づけ・・・

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく市町村行動計画であるとともに、尼崎市子どもの育ち支援条例第 12 条の規定に基づく推進計画として位置づけるものであり、また、子ども・子育て支援法第61条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画【※本計画冊子:4～11 ページ部分】として位置づけます。

なお、本計画は、尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画」の部門別計画とし、総合計画のアクションプランと位置づけられている「尼崎版総合戦略」との整合を図るとともに、本計画の内容は、保健、医療、福祉、教育など、子どもや子育てに関連する分野において本市が策定し、推進している他の行政計画とも整合を図ることとします。

1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

健康に安心して子どもを産み育てられるよう、気軽に相談できる環境を整えることで子育ての不安や負担感の軽減を図り、また、地域社会全体で妊娠期から切れ目なく支援を充実させます。そのほか、ライフステージを通じた健康づくりとヘルスアップの取組みを進めていきます。

また、市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、引き続き地域の防犯力や防災力の向上に努めます。

母子健康包括支援センターと
子どもの育ち支援センターの連携による
切れ目のない支援を行います!!

ヘルスアップ尼崎戦略
を推進します!!

地域振興センター等との
連携による子育て活動を
促進します!!



2 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり

働きながら子育てする家庭への支援をするために、保育施設等や児童ホームの適正な保育の量を供給するとともに、保育の質の向上を目的とし、保育の内容に関する相談、助言、研修の実施、その他の必要な支援を行います。さらに、保育の担い手となる保育士の確保や定着化につながる取組みを進め、また、男女がともに社会での役割を平等に果たし、家庭、地域、職場などで自分らしく活動できるよう、取組みを実施します。

待機児童を解消します!!

質の高い就学前教育・保育を提供するため、
今後のあり方について検討を進めます!!

保育士の確保及び
定着化を図ります!!

児童ホーム・こどもクラブの
あり方について検討を進めます!!

4つの目標

3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

児童虐待や不登校、ひきこもり、また、発達障害、生活に課題や困難を抱える子ども、障害のある子どもなどの社会的支援を必要とする子どもや家庭に寄り添い、あまがさき・ひと咲きプラザなどを拠点として、保健・医療・福祉・教育などの分野を超えた総合的な支援を実施します。

また、子どもの健やかな成長のため、一人一人の人権が尊重される環境づくりを推進します。

子どもの育ち支援センターで
切れ目なく総合的かつ継続的に
支援を行います!!

南北保健福祉センターで引き続き
福祉分野などの総合的な支援を
実施します!!

ひきこもりに対する支援を
行い、重篤化や長期化の防止、
未然防止を図ります!!

児童相談所の設置について
検討を進めていきます!!

4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

多様な教育の充実に向けて、学校・家庭・地域における様々な教育活動を推進するほか、子どもたちの自尊感情や他者を思いやる気持ちなどが高まるよう、豊かな心の育成に取組みます。

また、青少年の主体的な学びや行動など、様々な体験や活動を通じて、成長と自己実現を図るために、ユースワークの視点を取り入れた支援を推進します。

エビデンスの研究結果を
活用し、子どもたちの学力の向上
を目指します!!

不登校対策の取組みを
強化していきます!!

いじめ・体罰のない教育環境づくり
を目指します!!

中学校給食を実施します!!

地域と学校が協働した
教育活動に取り組めます!!

ユースワークの視点を取り入れた
青少年支援を推進します!!

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

教育・保育施設及び地域型保育事業の認可又は認定の際の需給の判断の基礎となることを前提に、実際の利用を想定しつつも、その区域内で需給バランスが検証できるような提供区域を設定するとともに、その区域ごとに施設や事業の見込み量を算定し、その見込み量に対する提供体制の確保の内容や実施時期を定めることが必要となります。

こうしたことを踏まえ、教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域、量の見込み、それに対応するための確保の方策等について記載します。

1 教育・保育提供区域の設定

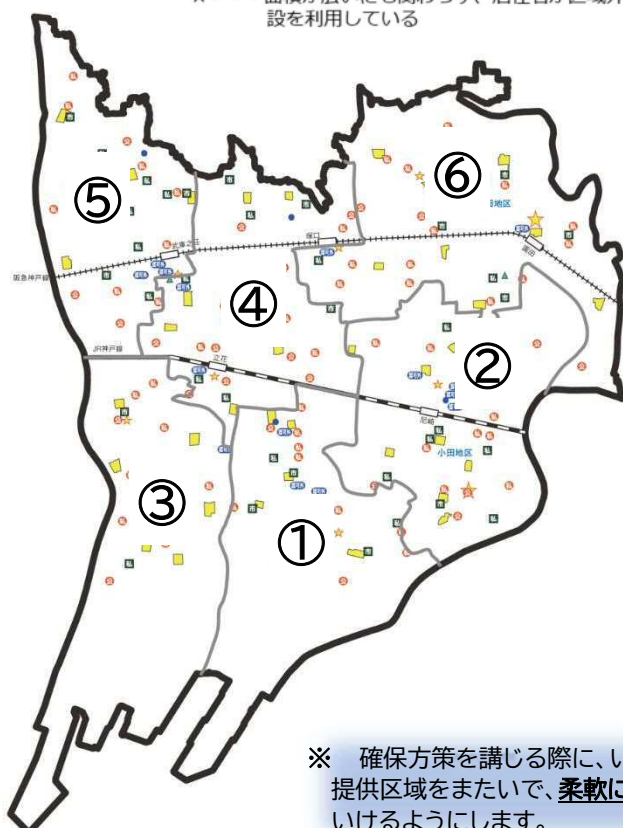
提供区域・・・市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のこと。

【面積×区域内居住者施設利用率】

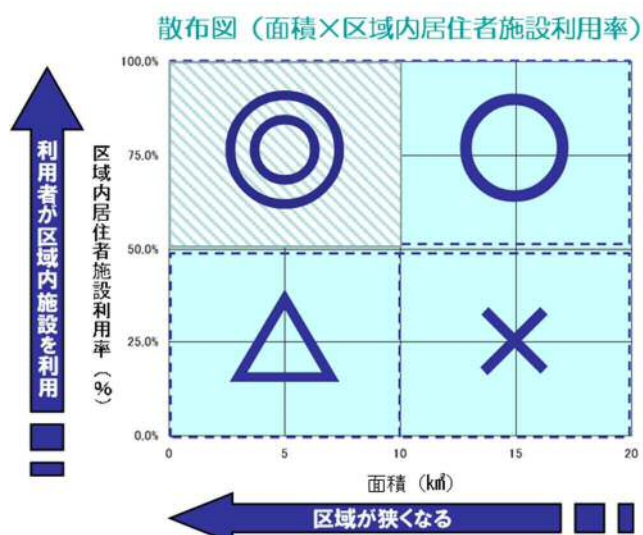
「区域内居住者施設利用率」とは、区域内に居住している人のうち、区域内に所在する施設を利用している率のことを指す。

【散布図による分析】

- ・・・面積が狭く、更に居住者も区域内で施設を利用している
- ・・・面積が広いため、居住者が区域内で施設を利用している
- △・・・面積が狭いため、居住者が区域外で施設を利用している
- ×・・・面積が広いにもかかわらず、居住者が区域外で施設を利用している

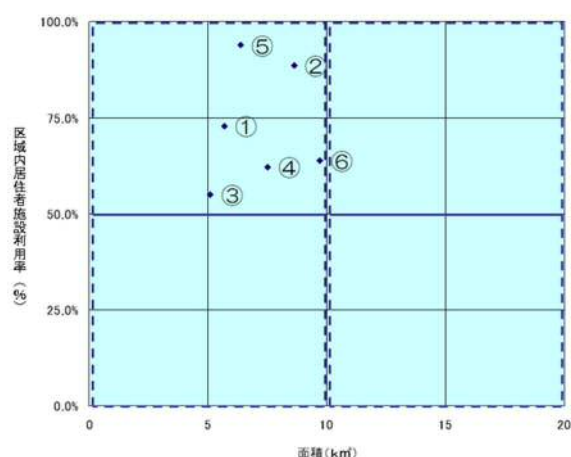


※ 確保方策を講じる際に、いくつかの提供区域をまたいで、柔軟に対応していけるようにします。



	① 中央地区	② 小田地区	③ 大庄地区	④ 立花地区	⑤ 武庫地区	⑥ 園田地区
面積 (km ²)	5.7	8.6	5.1	7.5	6.4	9.7
区域内居住者施設利用率 (%)	72.7	88.6	55.0	62.2	93.8	63.8

散布図（面積×区域内居住者施設利用率）



2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

市全域	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号
		学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育	
①量の見込み	4,218	1,490	4,520	4,578	4,186	1,473	4,509	4,557	4,152	1,455	4,483	4,521	4,136	1,446	4,470	4,495	4,137	1,447	4,463	4,483
②確保方策	6,327	1,544	4,246	4,281	6,327	1,544	4,537	4,661	6,327	1,544	4,580	4,723	6,327	1,544	4,603	4,740	6,327	1,544	4,612	4,746
不足(②-①)			△ 274	△ 297			-	-			-	-			-	-			-	-

※今後、他市との広域調整により、数値が変動することがあります

①中央地区	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号
		学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育	
①量の見込み	342	150	560	454	332	144	558	450	331	142	554	442	333	144	552	438	339	148	551	436
②確保方策	472	203	555	444	472	203	561	458	472	203	561	458	472	203	565	464	472	203	565	464
不足(②-①)			△ 5	△ 10			-	-			-	-			-	-			-	-

②小田地区	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号
		学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育	
①量の見込み	672	368	873	776	666	364	871	772	673	370	868	766	670	367	866	762	677	373	865	760
②確保方策	1,290	380	801	715	1,290	380	883	775	1,290	380	893	785	1,290	380	903	785	1,290	380	903	785
不足(②-①)			△ 72	△ 61			-	-			-	-			-	-			-	-

③大庄地区	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号
		学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育	
①量の見込み	434	117	490	437	428	115	488	433	416	110	478	428	421	112	475	422	414	110	473	420
②確保方策	210	90	488	416	210	90	488	446	210	90	479	440	210	90	479	440	210	90	479	440
不足(②-①)			△ 2	△ 21			-	-			-	-			-	-			-	-

④立花地区	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号
		学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育	
①量の見込み	921	350	907	1,062	929	356	905	1,059	914	346	902	1,053	908	342	900	1,049	905	339	899	1,047
②確保方策	1,129	358	830	974	1,129	358	911	1,083	1,129	358	929	1,115	1,129	358	938	1,126	1,129	358	938	1,126
不足(②-①)			△ 77	△ 88			-	-			-	-			-	-			-	-

⑤武庫地区	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号
		学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育	
①量の見込み	687	326	812	779	669	313	810	776	663	308	807	770	660	306	805	766	657	302	804	764
②確保方策	2,277	330	746	696	2,277	330	814	801	2,277	330	838	817	2,277	330	838	817	2,277	330	841	819
不足(②-①)			△ 66	△ 83			-	-			-	-			-	-			-	-

⑥園田地区	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号
		学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育			学校教育	保育	
①量の見込み	1,162	179	878	1,070	1,162	181	877	1,067	1,155	179	874	1,062	1,144	175	872	1,058	1,145	175	871	1,056
②確保方策	949	183	826	1,036	949	183	880	1,098	949	183	880	1,108	949	183	880	1,108	949	183	886	1,112
不足(②-①)			△ 52	△ 34			-	-			-	-			-	-			-	-

保育施設等（2・3号）の入所定員増に係る各種確保方策

- ・ 認可保育所の新設、定員増
- ・ 認定こども園への移行、改築等による定員増
- ・ 私立保育園の改築等
- ・ 企業主導型保育事業の設置
- ・ 小規模保育事業の新設、定員増
- ・ 民間移管による定員増
- ・ 公立保育所の建替えによる定員増

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

① 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後に遊びを通して生活指導等を行う場

【量の見込みと確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	1,299	1,255	1,268	1,244	1,222
	2年生	1,027	992	1,003	984	966
	3年生	767	741	749	735	722
	4年生	386	373	377	370	363
	5年生	132	127	128	126	124
	6年生	53	51	52	51	50
	合計① (単位:人)	3,664	3,539	3,577	3,510	3,447
②確保方策 (単位:人)		3,112	3,329	3,577	3,577	3,577
不足(②-①)		△552	△210	—	—	—

【確保方策の内容】

- ・ 公立施設については、財政状況等も勘案する中で、待機児童の多いエリアを重点的に増設していきます。
- ・ 公立施設に加え、引き続き補助金による民間事業者の活用を行っていきます。

新・放課後子ども総合プランについて…

国は、平成30年9月14日に策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業(以下「児童ホーム」という。)と放課後子供教室(以下「こどもクラブ」という。)の整備を進めることとし、市町村において地域の実情にあった行動計画を策定するよう求めています。こうしたことから、児童ホーム及びこどもクラブの運営を計画的に進めていくため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画を策定するものです。

① 一体型の児童ホーム及びこどもクラブの令和5年度に達成されべき目標事業量

全小学校敷地内に両施設を設置し、両事業を実施しており、引き続き、全小学校区において一体型による事業を実施していきます。

② こどもクラブの令和5年度までの実施計画

全小学校敷地内において、余裕教室の活用もしくは専用施設の設置により、放課後の安全・安心な居場所として事業を実施しており、引き続き、全小学校区で実施していきます。

③ 児童ホーム及びこどもクラブの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

全小学校敷地内に両施設を設置し、両事業を一人の職員が統括して運営を行うとともに、児童ホームの指導員とこどもクラブのコーディネーター等が連携して、プログラムの企画段階から内容を協議し、両事業の児童が同じプログラムに参加できる事業運営を行っており、引き続き、実施していきます。

④ 小学校の余裕教室等の児童ホーム及びこどもクラブへの活用に関する具体的な方策

現在、児童ホーム8校、こどもクラブ21校で、小学校の余裕教室等を拠点として活用するとともに、安心・安全な活動場所として、運動場や体育館等、学校施設を活用しており、引き続き、実施していきます。

⑤ 児童ホーム及びこどもクラブの実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

両事業を一つの所属で所管し、放課後の児童の安全・安心な居場所づくりを行っています。両事業の実施にあたっては、児童ホームの指導員とこどもクラブのコーディネーター等が連携してプログラムの内容を協議し、両事業の児童が同じプログラムに参加できる事業運営を行っており、引き続き、実施していきます。

⑥ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童については、必要に応じて保護者と面談を行うとともに、児童の状況について学校との情報共有等に努めており、引き続き、保護者や児童が安心して過ごせるよう配慮していきます。

また、子どもの育ち支援センター(いくしあ)と連携しながら、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう運営を行っていきます。

⑦ 地域の実情に応じた児童ホームの開所時間の延長に係る取組

児童ホームの開所時間については、18時までの開所延長を実施しているところであり、今後についても、利用者のニーズ等を踏まえたうえで、必要に応じて検討していきます。

⑧ 各児童ホームがさらに役割を向上させていくための方策

子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、引き続き、指導員は、各種研修等を通じて、質の向上に努めるとともに、国の放課後児童クラブ運営指針等を基に、子どもの発達段階に応じた運営を行っていきます。

⑨ 各児童ホームにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

保護者が安心して児童を預けることができるよう、児童ホームの育成支援の内容などを保護者へお伝えするため、保護者会や懇談会を実施するとともに、毎月、「児童ホームだより」を保護者の方へ配付するなどにより、育成支援内容等についてお知らせしています。引き続き、こうした取組を継続し、保護者や児童が安心して過ごすことができるよう運営を行っていきます。

② 利用者支援事業

【事業内容】

利用者支援 …… 子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、関係機関への引継ぎや教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を実施

地域連携 …… 子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の確認・共有、地域全体で子育てを支えていけるよう仕組みづくりを実施

【類型】

基本型 …… 子育ての悩みや困りごとなど気軽に相談できる窓口として、情報提供やアドバイスのほか専門機関に繋ぐなど相談者に寄り添う支援を実施

特定型 …… 待機児童解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施

母子保健型 …… 妊娠・出産・子育てなど母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築

【量の見込みと確保方策】

確保方策 (単位:箇所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	2	2	2	2	2

【確保方策の内容】

- 基本型は尼崎市役所と子どもの育ち支援センター(いくしあ)の2か所で、特定型は尼崎市役所で、母子保健型は北部・南部保健福祉センターの2か所で実施していきます。また、来所することが困難な場合もあるので、地域の身近な施設等に出向いて、出張相談の充実を図ります。

③ 時間外保育事業(延長保育事業)

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、延長保育を実施

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (単位:人)	1,917	1,910	1,897	1,888	1,885
②確保方策 (単位:人)	1,917	1,910	1,897	1,888	1,885
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- 時間外保育事業(延長保育事業)については、全ての保育所(公立・私立)で実施しており、引き続き取り組むことで、量の見込みを確保していきます。

④ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【事業内容】

保護者が、疾病や育児疲れ、出張などにより、家庭での養育が困難になった場合に、子どもを児童養護施設などで養育を実施

【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (単位:延べ日数)	196	196	196	196	196
②確保方策 (単位:延べ日数)	196	196	196	196	196
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- ・ 現在9箇所の施設(児童養護施設又は乳児院)で実施しており、引き続き取り組むことで、量の見込みを確保していきます。また、疾病や育児疲れに悩む保護者へは継続的な支援を図ります。

⑤ 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

主に就学前の子どもとその保護者が、気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場を提供

【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (単位:延べ人数)	90,585	90,595	90,198	89,802	89,398
②確保方策 (単位:箇所数)	11	11	11	11	11

【確保方策の内容】

- ・ 本市の市域等を勘案し、現在、11箇所で事業を実施しており、引き続き同数で実施していくことで、量の見込みを確保していきます。
- ・ 本市における就学前の親子の居場所としては、当該事業に限らず、子育てサークルやまちの子育て広場、幼稚園・保育所における園庭開放など、様々な場所でも実施されております。

⑥-1 一時預かり事業(幼稚園型)

【事業内容】

幼稚園等において、園児の保護者の希望により、在園児等を夕方までや長期休業中に保育を実施

【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (1号認定) (単位:延べ日数)	60,180	59,655	59,105	58,858	58,870
②確保方策 (単位:延べ日数)	60,180	59,655	59,105	58,858	58,870
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- ・ 幼稚園等では、預かり保育を実施しており、幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえる中、引き続き実施いただくことで、量の見込みを確保していきます。

⑥-2 一時預かり(幼稚園型除く)

【事業内容】

保護者の週1～3日程度の就労や育児の負担軽減のためのリフレッシュ、保護者の病気や怪我による入院などにより、保育所等で一時的な保育を実施

【量の見込みと確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (単位:延べ日数)		20,093	20,007	19,872	19,787	19,743
②確保方策	幼稚園型除く	19,320	19,238	19,108	19,026	18,984
	ファミリーサポートセンター	773	769	764	761	759
	合計 (単位:延べ日数)	20,093	20,007	19,872	19,787	19,743
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- ・ 量の見込みに対しては、主に保育所での一時預かり(26箇所・定員:50,920人(延べ人数(年間))(平成31年4月1日現在))と地域子育て支援拠点での一時預かり(4箇所・定員:4,659人(延べ人数(年間))(平成31年4月1日現在))で確保していきます。

⑦ 病児・病後児保育事業

【事業内容】

保護者の就労等の理由により、病気やその回復途中で、幼稚園、保育所(園)等での集団保育が難しい子どもを一時的に医療機関に併設された保育室で保育・看護を実施

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (単位:延べ日数)	2,481	2,453	2,432	2,410	2,390
②確保方策 (単位:延べ日数)	2,481	2,453	2,432	2,410	2,390
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- ・ 感染症の流行時の対応を踏まえつつ、量の見込みに対しては、4箇所で開催していきます。

⑧ 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

【事業内容】

育児の援助を受けたい人と協力したい人がそれぞれ会員登録し、有償で託児や保育施設への送迎をするなどお互いに助け合うよう、コーディネートを実施

【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (単位:延べ日数)	1,600	1,571	1,555	1,533	1,512
②確保方策 (単位:延べ日数)	1,600	1,571	1,555	1,533	1,512
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- ・ 量の見込みに対しては、ファミリーサポートセンター協力会員(平成31年4月1日現在384人)で確保していきます。また、市報や子育て情報誌、ホームページ等で情報発信を行うことにより、制度の周知を図っていきます。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

【事業内容】

生後2ヶ月頃の赤ちゃんがいる家庭を訪問員(保育士)が訪問し、子育ての相談を受けたり、子育てに役立つ情報を提供するなど妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実施

【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (単位:人)	3,560	3,544	3,529	3,513	3,497
②確保方策	実施機関	健康増進課、北部・南部地域保健課			
	実施体制	本市訪問員(保育士:臨時的任用職員)による訪問			

⑩ 養育支援訪問事業

【事業内容】

子育てに対して不安や孤立感を感じる保護者が多い中、出産後間もない時期に支援が必要な家庭に専門員を継続的に派遣し、家庭での安定した養育が可能となるような支援を行う、「育児支援専門員派遣事業」により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施

【量の見込みと確保方策】

育児支援専門員派遣事業

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (単位:件)	878	897	905	909	911
②確保方策	実施機関	健康増進課、北部・南部地域保健課			
	実施体制	本市に登録している育児支援専門員による訪問			

⑪ 妊婦健康診査事業

【事業内容】

産科・婦人科等で実施される妊婦健診にかかる費用のうち、市が認める健診内容に対して費用を助成し、健診結果を踏まえたハイリスク妊婦への支援など妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施

【量の見込みと確保方策】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (単位:人(回数))		6,136 (46,944)	6,108 (46,733)	6,082 (46,535)	6,055 (46,324)	6,027 (46,113)
②確保方策	実施場所	委託医療機関 (委託医療機関以外及び助産所受診の場合は償還払い)				
	検査項目	・前期健診:診察・検尿・超音波・血液検査(血液型・不規則抗体・貧血・血糖・梅毒・B型肝炎・C型肝炎・HIV・風疹抗体・トキソプラズマ抗体・HTLV-1抗体)・子宮頸部細胞診・クラミジアトラコマチス核酸同定 ・後期健診:診察・検尿・超音波・血液検査(貧血)・細菌培養同定検査 ・基本(S)健診:診察・検尿・超音波・血液検査(貧血・血糖) ・基本(A)健診:診察・検尿・超音波 ・基本(B)健診:診察・検尿				
	実施時期	通年実施				

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

家計の状況から低所得で生計が困難と考えられる世帯の認定保護者が、教育・保育等の提供に必要な日用品、文房具等の購入費や園行事への参加費用等として施設に支払う額に対し、上限の範囲内で助成

【量の見込みと確保方策】

生活保護等の世帯を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業所それぞれに共通する支給方法とそれに伴い生じる事務に関する調整が整った段階で、国の補助基準に基づき、実施していきます。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）

【事業内容】

施設において特別な支援が必要な子どもを受け入れ、そのために職員の加配を行う場合に、職員の加配に必要な費用に対し、上限の範囲内で助成

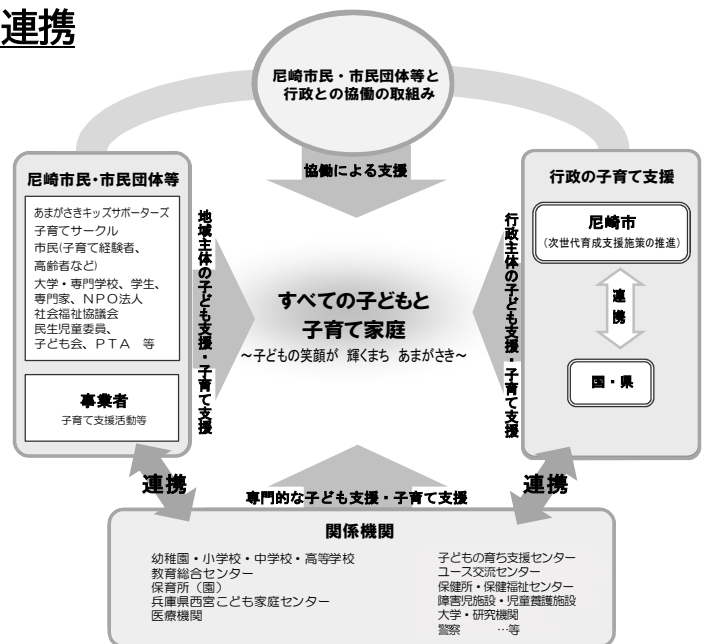
【量の見込みと確保方策】

認定こども園を対象に、幼稚園(学校法人立)に対する私学助成や保育所に対する国の一般財源化前の障害児保育事業で対応できない部分について、必要に応じて、国の補助を活用していきます。

計画の推進に向けて

1 計画の推進と市民や関係機関との連携

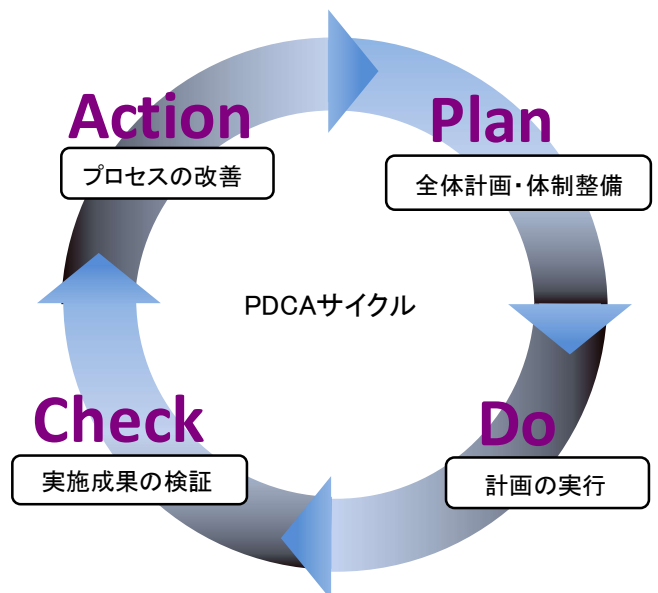
本計画の推進に当たっては、本計画の基本的な視点のひとつである「協働による取組みと社会全体による支援」に基づき、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組めます。



2 計画の進捗管理

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(以下「次世代計画」といいます。)の策定に当たっては、本市の最上位計画である尼崎市総合計画(以下「総合計画」といいます。)との整合を図る観点から、次世代計画の4つの目標は、総合計画における施策に対応した体系となっています。したがって、次世代計画は総合計画の施策評価システムを活用し、評価(Check)、改善(Action)に力点を置いた、循環型マネジメントサイクル(PDCAサイクル)を推進します。

なお、尼崎市子ども・子育て支援事業計画は次世代計画に包含される位置づけにあります。その進捗管理に当たっては需給計画であることから、目標事業量に対する数量評価を行い、次世代計画とともに、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。



この計画に係る関連資料は尼崎市ホームページからご覧になれます。
http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_kangae/si_keikaku/046waiwai_top/index.html

わいわいキッズプラン

検索



「第4期尼崎次世代育成支援対策推進行動計画」及び「第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画」資料編の構成(案)

I. 尼崎市の現状について	
(1) 国の動向・計画の沿革	
(2) 人口・世帯の状況	
(3) 就労の状況	
(4) 子どもを取り巻く環境	
(5) 教育・保育施設の状況	
II. 意識調査結果及びニーズ調査結果について	
(1) 次世代育成支援に関する意識調査結果	
(2) 子ども・子育て支援に係るニーズ調査結果	
III. 次世代育成支援対策推進行動計画における取組みについて	
目標1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり	
目標2 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり	
目標3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	
目標4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり	
IV. 子ども・子育て支援事業計画に係る教育・保育の提供区域の検証及び量の見込みの算出について	
(1) 教育・保育の提供区域の検証について	
(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて	
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	
2 各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	
V. 新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画について	
(1) 新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画	
VI. 計画策定に至るまで	
尼崎市子ども・子育て審議会	
(1) 諮問及び答申	
(2) 委員名簿・審議経過	

以 上